

一般社団法人全国設備業 IT 推進会

有料会員利用規約

お客様(以下「契約者」という)は、一般社団法人全国設備業 IT 推進会(以下「当会」という)が提供する有料会員サービス(以下「本サービス」という)の利用について、以下のとおり同意するものとします。

また、本規約の効力は契約者が当会所定の申込み方法により本サービスを申込み、当会がそれを承諾した時点で発生します。

第1条(目的)

本規約は、当会が提供する本サービスの利用を目的とする契約(以下「利用契約」という)の内容について定めております。

第2条(使用許諾)

当会は契約者に対して、当会が開発した本サービスの日本国内における非独占的使用権を許諾します。

第3条(著作権)

契約者および当会は、当会が本サービスとサービス内で利用する本件プログラムの著作権を留保することを確認します。

第4条(利用契約の成立・期間・更新)

1. 当会は、契約者から有料会員入会申込書の提出をもって申込みを受け付け、年会費のお支払いをいただいた上、当会がそれを承諾した時点で利用契約が成立します。
2. ご契約期間は1年間とします。途中脱会の場合は、年会費の残額返済は申し受けていません。
3. 当会は契約者より有料会員更新意向確認書にて更新の意向をいただいた場合、有料会員契約を更新するものとします。
4. 本サービスを利用できる者(以下「利用者」という)は契約者である法人または団体の従業員、社員またはその他の構成員に限ります。

第5条(申込みの拒否)

以下の何れかに該当する場合に、当会は有料会員入会申込みに対し承諾をお断りすることがあります。

- (1) 申込みの必要事項が記入されていないか、虚偽の事実が記入されている場合
- (2) 当会の業務上、技術上の理由により、本サービスが提供できない場合
- (3) 契約者が契約上の債務を怠るおそれがある場合
- (4) その他、当会が利用申込みを適当でないと判断した場合

第6条(本サービスの内容及び年会費)

本サービスの内容及び年会費は別紙資料に記載し、定める額とします。

当会は、本サービスの内容及び年会費を、3ヶ月前までに当会ホームページに記載して公開することにより、利用者の承諾なしに変更できるものとします。

なお、契約期間内は、年会費の改定があっても追加での請求は行いません。次年度の更新意向確認の際に改定費用を適用いたします。

第7条(本サービスの提供に関する保障)

1. 本サービスの提供時間は、1日24時間年中無休とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合に、当会は本サービスの一部または全部を必要な期間停止することがあります。
なお、セミナーや講習会など一部のサービスについては、本項の提供時間には準拠しません。
 - (1) システムの点検を行う場合(緊急時を除いてメールでの通知及び本サイトへの掲載をもってその旨を連絡します。)
 - (2) 本サービスを提供する為のシステムに障害が発生した場合
 - (3) 当社または当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (4) 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合
 - (5) 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより利用契約に基づくサービスの提供を行うことが困難になった場合
2. 当会は前項(1)号から(5)号の事由に基づく本サービスの停止によって生じた契約者、利用者及び第三者の損害につき一切の責任を負いません。

第8条(アカウントの管理)

1. 当会が契約者に付与する企業ID、ログインID、パスワードについては契約者が管理責任を負います。
2. 契約者は、企業ID、ログインID、パスワードを契約のない第三者に利用させてはならず、企業ID、ログインID、パスワードが第三者に利用されたことに起因する損害に対し、当会は一切の責任を負いません。

第9条(請求、支払方法)

1. 年会費の請求・支払いに関しては契約者と当会で取り決めることができます。
2. 当会は、理由の如何を問わず、支払いを受けた年会費の払い戻しは行いません。

第10条(禁止事項、利用の停止)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する事項(以下「禁止事項」という)を行ってはなりません。当会は、契約者または利用者が禁止事項を行ったことを発見した場合には、契約者に事前に通告及び勧告することなく、本サービスの利用を停止することができます。
なお、当会は契約者が行った禁止事項により損害を被ったときは、契約者に賠償をもとめることができます。
 - (1) 本規約第8条に対する違反行為
 - (2) 日本の法律に反する違法行為
 - (3) 第三者に損失または損害を与える行為
 - (4) 人権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 誹謗中傷など、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (6) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - (7) 本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
 - (8) コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用しまたは提供する行為
 - (9) 本サービスの利用で知り得た、当会及び第三者の営業秘密を漏洩する行為
 - (10) 当会が公序良俗に反すると判断したサービスに利用する行為
 - (11) 事実に反する情報を提供する行為
 - (12) 第三者または当会の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (13) 本規約に違反する行為
 - (14) その他、当会が契約者または利用者として不適切と判断する行為

2. 契約者または利用者が前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関わる責任は契約者または利用者が負うものとし、当会は一切の責任を負いません。

第11条(損害賠償)

1. 本サービスの提供に関して、当会の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用できないために契約者に損害が発生した場合、年会費を限度として、当会はその賠償をします。(当会が本サービスを全く提供しない場合、または当会による本サービスの提供方法の不備により契約者が利用できない場合をいい、本規約第7条(本サービスの提供に関する保証)の定めに基づき本サービスを中止する場合は含まれません。)
2. 当会は、本規約に明示的に定める事項を除き、当会の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当会の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害等については、当会は一切の責任を負いません。
3. 契約者または利用者が本サービスの利用に関し、当会または第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当会または当該第三者に対しその損害を賠償しなければなりません。
4. 本サービスで提供されるソフトウェアの仕様、性能等に不備があった場合、特定ソフトウェアパッケージの選択、決定に際して契約者の判断に錯誤があった場合においても、当会は一切の責任を負いません。
5. 契約者は、本サービスの利用に関し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし当会は一切の責任を負いません。

第12条(天災等についての免責)

当会は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、またはその他当会の責に帰すことのできない事由により、本規約上の義務を履行できない場合には、その責を免れます。

第13条(利用契約の解除)

1. 契約者は当会に対し本サービスの契約の解除をするときは、当会に対し書面によりその旨を通知しなければなりません。この場合、手続き完了と同時に解除の効力が生じます。
2. 本サービスのご契約期間は、1 年間とします。以降解約が可能となることとします。その場合は別紙資料で定める手続きを行っていただきます。
3. 契約者に、次の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当会は事前の通知及び勧告することなく、利用契約の全部または一部を解除することができることとします。この場合、当会は契約者に対して、違約金、損害賠償等の責を一切負いません。
 - (1) 契約に基づき発生した債務の全部または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に履行しない場合
 - (2) 第10条に定める禁止事項を行った場合
 - (3) 監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けた場合
 - (4) 第三者より仮差押、仮処分または強制処分を受け、契約の履行が困難と認められる場合
 - (5) 破産、整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立があった場合
 - (6) 解散の決裁または他の会社と合併した場合

第14条(本サービスの終了)

1. 当会は都合により本サービスを終了することができます。
2. 本サービスを終了するときは契約者に対し、終了する日の3ヶ月前までに、電子メール等にてその旨を通知します。本サービスの終了によって発生した利用者の損害について、当会は一切責任を負いません。

第15条(本サービス利用において、契約者が使用してはならないコンテンツ・プログラム)

本規約第7条、10条に基づき、以下に該当する情報、行為を掲載・運用してはなりません。

- (1) 日本国の法律に反する画像、文章、その他
- (2) 不特定多数無作為に勧誘もしくは案内をメール送信する行為

第16条(免責)

当会は、通信サービスの性質上、その原因に関わらず、契約者が本サービスの利用に関して被った速度の低下、復旧不能なデータ破壊などの損害について賠償の責任を負いません。

第17条(契約者のデータの所有権)

契約者が登録したデータについては、その所有権は契約者に帰属します。ただし、当会はこれらの権利を保護する義務を負いません。

第18条(登録データ資産)

1. 契約者または利用者にて登録された情報(以下、「登録データ」という)は、契約者または利用者から要求があった場合、当会は速やかに登録データを契約者へ提出します。
2. 当会から提出する契約者または利用者の登録データは、本システムより出力可能な CSV 形式とします。ただし、提出される登録データを記録する媒体や受け渡し方法については、都度契約者と当会間で協議のうえ決定するものとします。
3. 登録データについて当会が保証する義務を負いません。

第19条(機密の保持)

1. 当会は利用契約の履行に際し知り得た契約者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
2. 当会および契約者は電子メールを信書として取り扱い、双方はこれを法律の定め又は手続に拠らずして内容をみだりに第三者にこれを開示することをしてはなりません。

第20条(契約譲渡)

契約者は、当会の書面による事前同意なくして、本規約上の権利を第三者に譲渡、再許諾しあるいは担保に供してはならず、または第三者に義務を承継できません。

第21条(協議解決)

本規約に定めなき事項もしくは本規約の解釈に疑義を生じた場合は、当会と契約者は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第22条(合意管轄裁判所)

前項の協議にもかかわらず当会と契約者によって解決できない紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第23条(準拠法について)

本サービスのご利用に関して当会が定めた本規約は日本国法に準拠します。

平成 28 年 9 月 1 日 制定